

紹介

木簡学会編

『木簡から古代がみえる』

一九六一年に初めて木簡が発見されて以来、各地で木簡の出土が相次いだ。その中一九七九年に木簡学会が設立され、機関紙『木簡研究』が発行された。本書は、そうした木簡学会の三十周年の記念事業として、これまで研究されてきた成果を幅広い層に知ってもらうため、現在最前線で活躍する総勢十五名の研究者たちが結集し、執筆したものである。

構成は五つの章と、主にその章に沿った個々の木簡について述べられた十のトピックから成り、日本から古代東アジアにかけての木簡について、様々な視点からとりあげられている。

第一章の「木簡は語る——研究の足跡」（和田萃）では、木簡研究の歩みと概説が述べられるとともに、現状の課題が示される。飛鳥池木簡・荷札木簡についてのトピックでは、木簡による史料解釈の可能性の

広がり、古代の税制運用の実態について描かれている。

第二章「奈良の都を再現する——宮都の木簡から」（舘野和己）では、平城京木簡から判明した宮都の歴史が記される。長屋王家木簡のトピックで、こうした宮都に暮らした貴族の生活が紹介され、一方で歌木簡についての解説も掲載されている。

第三章の「見えてきた古代の『列島』——地方に生きた人々」（平川南）では、地方木簡とそれから描かれる地方社会の実像がとりあげられる。こうした地方木簡の実例として、長登銅山木簡・袴狭木簡がトピックでとりあげられ、一方で中央とのつながりが、一方で地方官衙の実態が執筆されている。

第四章の「東アジアの木簡文化——伝播の過程を読みとく」（李成市）では、朝鮮半島出土の木簡から木簡文化の伝播・受容について述べられる。東アジアの木簡として、中国の木簡・沖縄のフーフダについてもトピックが設けられ、日本との違いが述べられている。また、現在の呪符木簡についても紹介されている。

第五章「木簡の出土から保存・公開ま

で」（渡辺晃宏）では、木簡の資料としての性格・利用されるまでの過程について記される。胡桃館木簡のトピックでも木簡の出土と利用について焦点が当てられ、木簡の再利用についてのトピックでは、木簡廃棄の側面が記される。

このように、本書で意識して描かれているのは木簡とはどういったものか、木簡から如何なることがわかるかといった点である。その中で木簡を使用する意味・木簡を利用した役所の仕組みや人々の生活など、木簡から見えてくる像を示すことができている。木簡のおもしろさ・重要さ・多様さなどを多くの人に十分に伝えたいと言えよう。

ただ研究における木簡の有用性を示すのであれば、木簡からわかることのみならず、その位置付けももう少し明確に示されるとうれしかったのではないだろうか。

いずれにせよ、今後の木簡研究の課題も示される本書は木簡の入門書としてふさわしい一冊であろう。以上、拙い文章ではあったがこれをもって本書の紹介とさせていただきます。

（新書判 三三四頁 岩波書店）

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会編・文化庁文化財部記念物課監修

『都市の文化と景観』

平成一六年の文化財保護法の改正により、文化財の新たなカテゴリーとして文化的景観が位置づけられた。その定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）となっており、文化的景観のうち特に重要なものについては重要文化的景観として選定されることになった。平成二三年四月の時点で、二四件の重要文化的景観が選定されている。

当初は保護が急がれる農林水産業に関連する文化的景観についての調査が進み、また重要な文化的景観の選定についてもそのような景観で占められていた。しかし、次第に多様な文化的景観についても調査が進め

られるようになり、平成二二年二月選定の「宇治の文化的景観」のように、採掘・製造や流通・往来、また居住に関わる景観についても重要な文化的景観として選定され始めている。

本書は、そのような農林水産業以外の多様な景観についての全国的な現状と保護についての動向が集約された一書である。文化的景観という定義や概念自体が、まだ新しいものであり、十分に普及していない現状にあって、全国的な視野での調査結果が収められた本書は、文化的景観という文化財についての基礎的レベルを提示するものであると同時に、文化的景観の今後の方向性を見通す一つの先導的役割を果たすものともなりうる内容も含んでいる。その意味で、文化的景観について学ぶ際の必読書となるだろう。

地理学において、従来、文化景観は重要な研究対象の一つであり、景観の歴史的な変遷については、具体的な地域の事例研究に始まり、景観変遷史法や景観史といった概念の提示に至るまで、これまでに多種多様な側面での研究が蓄積されてきた。文化景観の語が示す範囲は、明らかに文化的景

観よりも広く、逆にいえば、文化景観という言葉で論じられてきた景観の中に、現在、文化的景観として捉えなおされようとしている景観も含まれていることになる。すなわち、地理学者にとって文化的景観とは、その語との出会いは最近であるとはいえず、その内実を見れば驚くほど新規なものというわけではない。本書で例示されている二三〇あまりの事例地の記述をみても、そのことは確認できる。

しかし一方で、文化財保護行政のなかで生まれた概念としての文化的景観には、保存・保護、また活用といった要素が強く含まれており、これまでの文化景観研究では十分には論じられてこなかった側面もある。とりわけ、このような保護・保存、活用については、重要文化的景観の選定地が、文化財保護法の改正と同時に制定された景観法に規定される景観計画区域又は景観地区内にあること、また文化的景観保存計画や条例による保護措置等がなされている必要があると規定されていることが大きく関連しているが、このやや複雑な法律や制度の関連性について、すぐに理解することは難しい。このような問題に対し、本書は資料